

事業者の皆様へ

木くずのリサイクルに御協力ください。

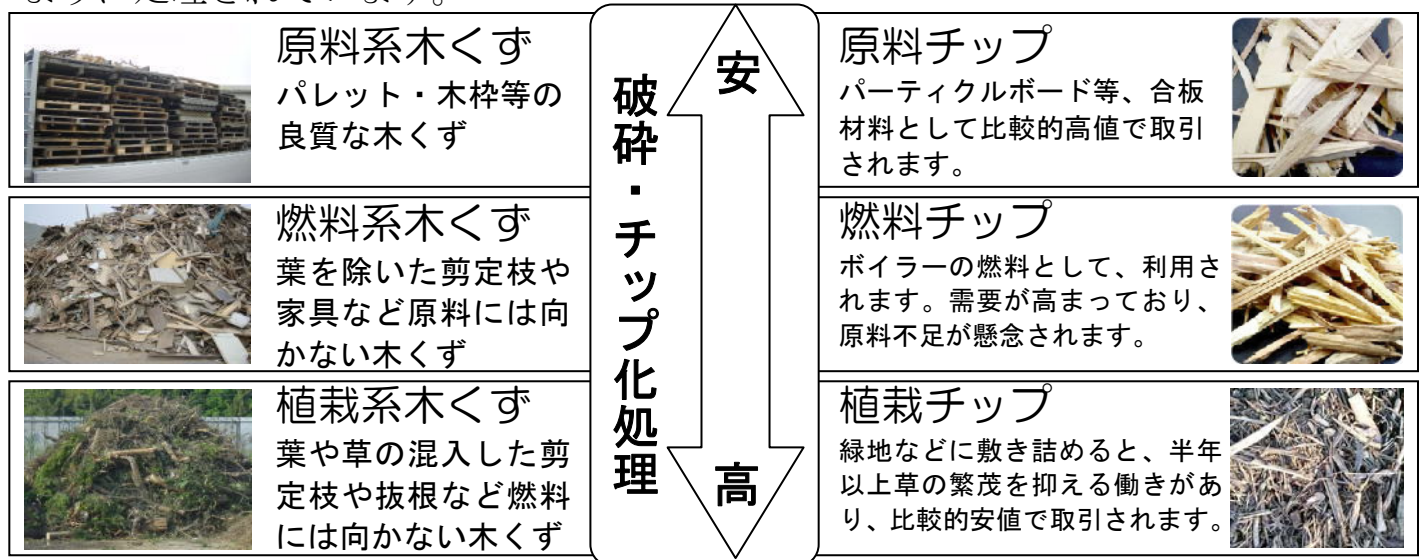
現在、清掃センターにおいて燃やされている木くずは、市内の木質チップ製造施設で処理すれば、合板材料・ボイラー燃料・植栽用被覆材等として有効利用することができます。

焼却ごみの削減とリサイクルの促進を図るため、**平成22年7月1日から市の清掃センターへの搬入を規制**していますので、**民間の処理業者（木質チップ製造施設）でのリサイクルをお願いします。**

※事業活動により生じた木製のパレットは平成20年4月から市の施設で受入れしていません。

○ 木くずの木質チップ化の仕組み

木くずは、原料系・燃料系・植栽系に分類され、木質チップ製造施設で次のように処理されています。



○ 搬入規制の対象となる木くず

- ・ **事業活動により生じた木製パレット**
- ・ **事業活動により生じた木くず類で資源化できるもの**
→木材、木材片、剪定枝（葉付きを含む）、おがくず等、竹、竹製品、廃家具類 等
※草は搬入規制の対象ではありません
- ・ **家庭から生じた木くず類で事業者が搬入しようとするもの**

○ 民間の処理業者

木くず（一般廃棄物）を処理できる民間処理業者は次のとおりです。受入日時や受入単価などは直接処理業者にお問合せください。（平成22年8月現在）

| 受入先 | 所在地 | 電話番号 |
|----------------|----------------|---------|
| 磐城開発運輸株 | 常磐下船尾町杭出作23-14 | 44-3081 |
| (有)鷺斫り大剣環境センター | 泉町下川字大剣326-13 | 96-5800 |
| 常光サービス株エコプラント | 泉町下川字大剣326-20 | 96-5371 |
| 遠野興産株岩石工場 | 遠野町滝字島廻49 | 89-2165 |

古紙のリサイクルに御協力ください。

古紙は、市内の古紙業者に持ち込めば、また紙として有効利用することができます。
平成18年10月1日から事業系古紙の清掃センターへの搬入を規制していますが、焼却ごみの削減とリサイクルの促進を図るため、平成22年7月1日から家庭系の古紙についても搬入を規制していますので、古紙業者を通してリサイクルをお願いします。

※事業系古紙のうち新聞紙、雑誌類、段ボール、紙パック、紙製容器包装は平成18年10月から、機密書類、シュレッダー紙は平成19年4月から市の施設で受入れしていません。

○ 搬入規制の対象となる古紙類

- ・ 新聞紙 (新聞紙、折込広告)
- ・ 雑誌類 (雑誌、ノート、メモ紙、はがき、コピー用紙、コンピューター出力用紙、便箋、パンフレット、カタログ等 →他の種類に入らないものは雑誌類となります)
- ・ 段ボール
- ・ 紙パック
- ・ 紙箱・紙袋・包装紙 (紙製容器包装)
- ・ 機密書類 (個人情報が含まれる機密性の高い書類)
- ・ シュレッダー紙

○ 処理方法

1 市内の古紙業者に受け入れを依頼する場合

主な古紙業者(古紙問屋)は次のとおりです。それぞれの古紙業者ごとに、サービスの内容、料金が違いますので直接業者にお問合せください。(平成22年6月現在)

| 受入先 | 所在地 | 電話番号 |
|--------------------------------|---------------------------|--------------------|
| (株)清水屋 | 平字尼子町1-8 | 25-4574 |
| (株)高良 リサイクルポート小名浜 いわき営業所 | 泉町下川字大剣1-35 小名浜大原字東田28 | 56-0748 54-7277 |
| 前田商店 | 平中山字柿の目21-2 | 22-1521 |
| 溝井紙商(株) | 小名浜大原字曲淵121-1 | 53-5587 |

2 一般廃棄物収集運搬許可業者に回収を依頼する場合

料金などについて、一般廃棄物収集運搬許可業者に直接お問合せください。

3 注意点

- (1) 分別方法など不明な点は、事前に依頼する事業者にご相談ください
- (2) 次のようなりサイクル不可能なものは、これまで同様清掃センターに搬入できます。(合成紙、感熱性発泡紙、捺染紙、強い臭いのついた紙、使い終わったティッシュペーパーやタオルペーパー・食品残渣などで汚れた紙、著しく腐敗しているもの・シールなど粘着紙 など)